## 委任状

# 全ての項目を、委任する本人がお書きください。代理人が記入する箇所はありません。

(宛先)	塩尻市長			令和	年	月	日				
	□ 住民票等に関する証明(住民票の写し、除票、記載事項証明書等) □ 戸籍等に関する証明(戸籍謄抄本、原戸籍・除籍謄抄本、身分証明書、独身証明書、附票等) □ 住所異動の届出(転入、転出、転居等)・その他( )										
	住 所										
-	氏 名		※署名の場合	印 は押印不要で	です。						
-	生年月日										
-	電話番号										
-		任事項 において 戸籍等に関する証明」の場合	・、必要とする戸籍	の本籍・筆頭	 [者						
	氏 名	□委任する人と同じ									
	本 籍			※本籍地に請	<b>情求をお願い</b>	します。					
	筆頭者										
私は、次の者を代理人と定め、委任事項に係る証明書等の交付請求(申請)及び受領並びに住民異動の 届出に関する一切の権限を委任します。											
3 代理人(窓口に来る人)											
	住 所										
	氏 名		生年月日								
	<u>L</u>	<u> </u>		1							

- 【注意】 〇「塩尻市住民票の写し等の代理人交付に係る本人通知制度に関する要綱」に基づき、住民票の写し等の交付及び住民異動に係る届出を受理した事実を委任者本人に通知します。
  - 個人番号(マイナンバー)・住民票コードが記載された住民票の代理請求の場合、<u>委任者本人の住所宛に郵送いたします。</u> 法令に基づき<u>使用目的や提出先</u>を記入していただきますのであらかじめご確認ください。
  - 委任状に不備がある場合、証明書の交付及び届出の受理ができない場合があります。
  - 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法159条・161条により罰せられます。



### 委任状

### 全ての項目を、委任する本人がお書きください。代理人が記入する箇所はありません。

(宛先) 塩尻市長

令和 年 月 日

- 1 委任事項(必ず、☑ をつけてください。 ☑ がない場合はお受けできません。)
  - □ 住民票等に関する証明(住民票の写し、除票、記載事項証明書等)
  - ☑ 戸籍等に関する証明(戸籍謄抄本、原戸籍・除籍謄抄本、身分証明書、附票等)
  - □ 住所異動の届出(転入、転出、転居等)・その他(

#### 2 委任する人(本人)

住 所	長野県塩尻市大字広丘堅石1234番地				
氏 名	<b>塩尻 太郎</b> 印				
生年月日	H5. 5. 5				
電話番号 090-1234-5678					
「1 委任事項 において 戸籍等に関する証明」の場合、必要とする戸籍の本籍・筆頭者					
氏 名	□委任する人と同じ <b>塩尻 春子</b>				
本 籍	長野県塩尻市大門七番町3番 本籍地に請求をお願いします。				
筆頭者	塩尻 太郎				

委任する人と証明が必要な人が

同じ場合は☑ のみで結構です

私は、次の者を代理人と定め、委任事項に係る証明書等の交付請求(申請)及び受領並びに住民異動の届出に関する 一切の権限を委任します。

#### 3 代理人(窓口に来る人)

住 所	長野県塩尻市大門3番町33番3号			
氏 名	長野 花子	生年月日	S6. 6. 6	

- 【注意】 〇「塩尻市住民票の写し等の代理人交付に係る本人通知制度に関する要綱」に基づき、住民票の写し等の交付及び住民異動に係る届出を受理した事実を委任者本人に通知します。
  - 個人番号(マイナンバー)・住民票コードが記載された住民票の代理請求の場合、<u>委任者本人の住所宛に郵送いたします。</u> 法令に基づき使用目的や提出先を記入していただきますのであらかじめご確認ください。
  - 委任状に不備がある場合、証明書の交付及び届出の受理ができない場合があります。
  - 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法159条・161条により罰せられます。